

# 広島県中学校教育研究会英語部会会則

## 第1条（名称）

本会は、広島県中学校教育研究会英語部会と称す。

## 第2条（事務局）

本会の事務局は部会長の指示する場所に置く。

## 第3条（目的）

本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、会員相互の連絡を緊密にし、英語教育の振興をはかることを目的とする。

## 第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会、講習会、講演会等
2. 英語教育に関する研究調査等
3. 会員並びに生徒の研究及び発表の助成
4. 研究機関誌の発行
5. 他の語学教育団体との連絡協力
6. その他会の目的を達成するために必要と認められる事項

## 第5条（会員）

本会は、本会の趣旨に賛同する県内中学校教職員で構成する。

## 第6条（役員）

1. 本会には次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	若干名
常任理事	若干名
理事	各都市より1名
庶務会計	若干名
監査	2名
顧問・参与	若干名

2. 部会長、及び、副部会長は、校長の職にある者でなければならない。

3. その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

4. 辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

## 第7条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりである。

1. 部会長は、本会を代表し、会務を統理・統括する。
2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは部会長の任務を代行する。
3. 理事は理事会を構成、本会の重要事項について協議する。
4. 常任理事は常任理事会を構成し、本会の企画運営にあたる。
5. 庶務会計は本会の庶務及び会計の事務を行う。
6. 監査は会計の監査にあたる。

## 第8条（役員会）

1. 第7条に定める役員により構成する。
2. 次期役員を選出する。
3. 必要に応じて、部会長が開催する。

## 第9条（経費）

本会の経費は、会費、その他の収入による。会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10条（会則改正）

この会則の改正は、役員のおよそ4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

## 第11条

この会則に定めるものの他，本会の運営  
に必要な事項は，部会長が定める。

#### 附則

- 1．この会則は平成13年 4月 1日か  
ら施行す

